

平成22年第3回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成22年9月7日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	9番	五十嵐辰雄君
2番	西村重之君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
8番	今井利和君	14番	若泉昌寿君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	鈴木弘一君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	飯田美代子君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

書	記	雑賀正幸
書	記	飯田江理子

1. 議事日程

議事日程第4号

平成22年9月7日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

議長(若泉昌寿君) おはようございます。昨日に引き続きご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

先日の一般質問の回答に訂正がございますので、発言を許します。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長(飯田 修君) 昨日の岩佐議員の質問で、エコのまちづくりに関しまして、町管理の防犯灯の数について、私、約430基と申し上げましたけれども、実際には本年8月末現在で1,153基でございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

大変失礼をいたしました。

議長(若泉昌寿君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

6番通告者、1番能登百合子さん。

〔1番能登百合子君登壇〕

1番(能登百合子君) 皆さんおはようございます。6番通告、1番能登でございます。

私は、子供たちを取り巻く諸問題についてお聞きします。

子供たちの日常を考えますと、1、まず、就学前の幼児ですが、私の年代のころとは違い、入学まで家庭内というのはごくまれで、ゼロ歳から年少、年中、年長と、何歳からかの差はありますが、保育園、幼稚園で過ごします。

利根町には町営の施設はありませんが、今のこの厳しい状況の中で両親ともに働かなくてはならない場合など、待機児童ゼロという利根町の状況というのは、これはプラスだと思います。

きのうもNHKテレビで取り上げていましたけれども、1都6県、この近辺の中で待機児童1万5,000人という中で、いつでもお願いしますと言えば、次の日からでも預かっていたら、これは絶対子育て環境として大きなプラスだと思います。これを売り込まない手はないと考えますが、他の施策の一つとして考えるおつもりはいかがでしょうか。

施策の一つということですので、幼稚園をつくれ、保育園をつくれという話ではなくて、町営のものをつくれという話ではなくて、町営ではないとしても、町として補助を出している分もありますし、こういう状況の中で、子供がどんどん減って行って幼稚園が閉鎖してしまう、保育園も経営が成り立たなくなってしまう、そういう中でどんどん縮小していくということは、ますます働くお母さんたちにとっても、それから、子供を環境よく育てたいと思う方にとっても、問題はあると思います。

その中で、6月定例議会の折に守谷議員がおっしゃっていましたし、今回、五十嵐議員と守谷議員とがそのことを質問していますし、町長の答弁の中にもその部分が取り上げられているのですけれども、一戸建ての空き家を活用するという、その分などもその施策の一つだと思うのです。子育て環境をよく、子育てするなら利根町でという、そのうたい文句の一つの部分だと思います。その中に、待機児童ゼロですよ、こんな豊かな自然の中で子供たちが遊び回るなんてこと思っただけでも楽しいでしょうということのように、うんとプラス面をPRしていったらいいのではないかと思います。

次に、2番目の小学校1年生から3年生については、各小学校に学童クラブがあります。利根町は3校の各小学校で学童クラブ、月曜日から金曜日、一部土曜日、原則2名の指導員が自宅外勤務の親にかわって一定時間を世話しています。これも働きながら子育て世帯の頼りとなっているものです。

去る8月10日、厚生文教委員全員で文小の学童クラブを見学してまいりました。その日はたまたま全停電でした。扇風機があっても、クーラーがあっても大変なこの暑さ、ことしの暑さは大変なものだと思います。その中で見学に行ったとき、子供たちは元気に動き回っていましたが、ことしの暑さは特別と、例外的にもいろいろなことが言われている。熱中症多発の中で、工事停電と聞きましたけれども、工事の日程を前もって都合のいい日にしていただくとか、そういう配慮が足りないのではないのでしょうか。

たまたま今回は何もなくてオーケーでしたけれども、仮にこのときに、だれか一人ぐあ

いが悪くなったとかという場合は、ただでは済まなかったんじゃないかという気がいたします。少し配慮が足りなかったのではないかと、そのことについてお伺いをいたします。

次に、3番目としては、6年生までが対象となる放課後子ども教室、こちらは初め、文小児童ということが対象でしたが、今は全校区になっております。そして、4月からは料金も無料となりました。そこら辺の経緯と、今、9月現在の在籍者数を教えていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 能登百合子さんの質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。議員の皆様方には昨日に引き続き大変ご苦労さまでございます。

それでは、能登議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、就学前の幼児についてのご質問でございますが、能登議員のおっしゃるとおり、就学前の児童については、幼稚園や保育園に通園している方が多いのではないかと思われます。

保育所ですが、児童の保護者のいずれもが就労していたり、病気、出産あるいは家族に病人がいて、その看護などのために児童の保育に当たれない場合、保護者にかわって保育をするための施設でございます。

ここで町の保育所の状況について申し上げますと、町内には私立の保育所が3カ所ありまして、児童定員は210名となっております。9月1日現在の入所児童数は197名で、現在の待機児童については、ゼロ歳児が1名いる現状でございます。その方については、就労先の託児所に預けている状況でございます。

また、ゼロ歳、1歳児の定員でございますが、42名であり、今年については例年になく申し込みが多い状況となっております。

なお、福祉課では町内の保育所と、ゼロ歳、1歳児の定員の増ができるかどうか協議しているところでございます。

今後も引き続き県下一番の子育て環境の良いまちづくりの実現に向けて、各種事業を推進していきたいと、そのように考えております。

続きまして、8月10日実施の22年度小学校管工第5号文小学校電気設備改修工事に係る文小学校校舎、全停電中の放課後児童クラブ開級についてのご質問でございますが、各小学校での施設改修工事実施の際には、児童クラブの開級に当たり、運営上影響のないよう、学校教育課と十分な協議を実施しております。

ご指摘のように、全国的に熱中症の発症者が多発している折、全校舎停電の中で児童クラブ開級となった次第でございますが、福祉課としましては、指導員を通じて全校舎停電

のさなかでの開級日となる旨の張り紙をし、事前に保護者への周知を図り、保護者の了承を得た上で児童クラブの開級を実施した次第でございます。

今後も、小学校施設改修工事実施の際には、学校教育課と十分な協議をし、共働き家庭等の子育て支援施策として、より安心して利用しやすく、また児童の健全育成に適した環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

3点目の、放課後子ども教室は4月から無料になったが、その経緯はというご質問でございますが、まず、この事業でございますが、平成18年度文部科学省からの通達により放課後や週末に小学校の空き教室などを活用し、勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流の取り組みなどを行う放課後子ども教室として、文小学校の教室を利用し、平成19年10月より5名の入級者でスタートしたものでございます。

当初、事業経費の一部を保護者の方にご負担していただこうと、1名、月5,000円の負担金を徴収いたしました。翌年度、平成20年度の放課後子ども教室も5名の子供たちでしたが、平成21年度は3名の子供たちで事業を進めました。

このまま次年度を迎えたら、放課後子ども教室を閉鎖せざるを得ないという思いから、この放課後子ども教室を続けるにはどうしたらよいかといろいろと、近隣及び茨城県内の放課後子ども教室を行っている市町村を調査したところ、33市町村のうち29市町村が無料化で放課後子ども教室を運営しているということがわかりました。

こうしたことから、利根町もこのまま継続するには無料化が必要と判断し、平成22年度より放課後子ども教室の無料化に踏み切った次第でございます。

現在の児童数は、15名の児童で事業を進めているという状況でございます。

議長（若泉昌寿君） 1番能登百合子さん。

1番（能登百合子君） 1番の待機児童ゼロを売り込んでいきましょうねという部分では、ほかの分ともあわせてPRの中にぜひとも入れていただくということで、それはそのまま結構でございます。

それから、2番目ですけれども、保護者の了解を得て実施をしておりますということで、確かに行ったときに指導員の方がおっしゃるのに、普通は19名いるんですけれども、きょうはこういう状況なものですから9名なんですよとおっしゃっていました。やはりそういう状況で預けるのには心配だからといって、預けるのをやめた方がいるということです。そのやめた方は、ふだん必要があって預けているわけで、それだったら心配だからという場合は、その子供さんたちをどこへどういうふうに預けたのだろう、それとも仕事をやめたんだろうかなとか考えますと、もっと都合のいい日に、この日は学童クラブはやっていないという、そういう日を選んでいただけるといいんじゃないかという考えがありますけれども、それはわがままということでしょうか。

それから、学童保育の指導員の方々がおっしゃるのに、私たちは子供のためを思うと、

防災の日も近づいてきますけれども、何かあったときにどうしたらいいのか心配で、大事な子供を預かっているのに本当にどうしたらいいかと思うと心配でしょうがないので、そういうことのためにも防災訓練なども実施したいと思っているのですけれども、これがなかなか難しいんですよというお話でした。

子供たちはもちろん学校で、学校教育の中で防災訓練を毎年、毎年必ずやっていることですが、状況が変わると条件も変わってくると思います。学童クラブで、先生ではなしに、指導員の方と一緒にいるときにそういう災害に遭ったときにはどうするのだろうと、頭の中で理解できても、体が動かないことには万全とは言えません。そういう意味で、学童保育で預かっている子供たちのために避難訓練なり防災訓練なりを実施したいと思う場合、これはできないことなんでしょうか。

それから、3番目と関連するのですけれども、布川小学校と文間小学校は学童クラブがありません、文小には学童クラブと放課後子ども教室と両方あります。ですから、両方の中で、あっちはこうしているのか、こっちはこうしたいくてもできないのかとか、文部科学省の管轄なんだとか、厚生労働省の管轄なんだとか、そこら辺の違いというものは十分理解していても、気持ちの上でどうして一緒にすることができないのかなと比べるものがあると、当然それは思うと思うのです。

その比べるものがないということはどういうことかと言いますと、8月10日にたまたま全員集まっている中で、あれは利根町の戦没者追悼式の日だったと思うのですけれども、みんな集まっている中で厚生文教委員長が、午後から文小の学童クラブを見学に行くよと口頭で連絡があったときに、たまたま町長はそのときに、「文小は特に問題ないはずだけどな」とおっしゃいました。「文小は特に問題はないはずなんだけれどな」というお言葉の中に、布川小学校のあの人数を家庭科室でやっている分は、やはり何とか考えなければいけないなという思いが常々あるから、そういうお言葉が出たんじゃないのかなと私は思うのです。

それで、あれを何とかしなくちゃならないなと心にとめておいてくださるということは、全然知らんぷりしているということではなくて、何とかしなくちゃいけないな、どうしたらいいかなと、町長ご自身が絶えず考えていてくれる、その結果の言葉だと思っております。

その中で、布川小学校の学童クラブに子供を預けているお母さん方は、ほかの学童クラブを知りませんので、布川小学校の空き教室がないからしょうがないといえばしょうがないその状況の中で、家庭科室で、調理器具があったり、流しがあったりという、そういう中で元気いっぱい動き盛りの子供たちが、制約を受けながらそこで時間を過ごすということ、これはちょっと何とかしてもらえないのだろうかという声が、特に上がっているということはないと思います。よそと比べていないから、この状況はひどいんじゃないのと言っている人がいないと考えれば、親の方も多分におかしいかなと思う部分はあっても、

こういうものかしらということですのでごしている分があるかと思うのです。

でも比べてみれば、私は文小の学童クラブを一度見学させていただきました。一つの教室をたっぷり使って、自分たちの棚もきちっとそろえて、教室に自分たちの作品を展示したりというものも、1クラスの教室という空間の中で、自分たちの城という感じで文小はやっておりました。それからいくと布川小はちょっと気の毒じゃないかと。比べてみるとそういうふうに思います。

それからいくと、放課後子ども教室の方は、ことしは人数が多いのですけれども、スタートした当初は5名ということでしたから、5名に対していろいろ指導員がついて、学校を管理する人がついて、それから、ときには外へ散歩に連れ出しているいろいろな図鑑を片手に調査をしたりとか、とてもいい状況で進んでいた放課後子ども教室の方は大変いい状況で目的にかなうようになっていると思います。

それと比べた場合、一般的に言って人数は多い、それから、外へ出ていこうにも制約がある、そういう中で学童の人たちは、私たちは比べることができますから、あっちはこういうのができるのに、こっちはできないというのは、私たちにもこういうことをさせてもらうわけにはいきませんかというような提案が出てきても当然だと思うのです。その場合、厚生労働省だ、あるいは文科省だと言うことではなくて、やはり利根町の大事な子供たち、できれば同じ状況の中で同じように育てほしい、そういうふうに考えるのが当然だと思います。

そういうことから考えると、例えば無料化になった経緯をお伺いしましたけれども、当初5名だった、次の年も5名だった、その次は3名だった、至れり尽くせりの環境の中であってもどんどん利用者が減っていく、この状況ではどうにもならない、どうしたらいいんだろうということ、担当者は一生懸命考えたと思うのですね。これをなくしてしまうわけにはいかない、せっかく始まったこれをどうやったら継続していけるか、いろいろ考え、その結果、県にも相談してみたり、よその市町村と比べてみたり、そういう中で、よその市町村で有料のところは数少ないんだと、それも県の方から5,000円というのはちょっと高いんじゃないですかねと言われたということもありまして、その結果として担当者は、ぜひぜひこれを続けていくためには、無償化でやっていくほかないと思うのです、いかがでしょうかということ、町長に直接そういうご相談をしたんだと思うのです。で、町長も子育てを売り物にする利根町として、それはそう、よそが無償で利根町だけそんな高いのでは、それでは人が集まらないのも仕方ない、やはり無償にしようという決断をされて、それで無償になったわけです。

だから、無償になった結果が、ことし申し込みがふえて15名になった。学童の方も月5,000円です。そういうのからいくと、何かこれは私個人的な見解ですけれども、放課後子ども教室は、言うならお稽古事のような、学校の授業以外にもいろいろなことを発展的にやっていただいている。それから、学童の方は、学童の指導者の特別な資格は要らない

んですよというお話を伺いましたけれども、ただ預かっている、親にかわってただ預かっているという、そういうお考えがあるかもしれませんが、どっちみちそれをするのであれば、ただ単に預かっているということではなくて、指導員の方はいかに子供たちをいい方向で楽しく過ごさせてやれるかということに一生懸命気をつけていらっしゃるわけです。その中で、例えばどこかに、文小ですから図書館ぐらいは歩いて行けますけれども、例えば生涯学習センターへでも行って何かほかのことをやりたいという場合も、移動のすべがないということでは、それは実行ができないという部分があります。ですから、放課後子ども教室の方は町のバスを使ってそれができるといってお伺いしました。

どうしてこんなふうに差がつくんでしょうねとお考えになるのは、私は感情の面で当然なことだと思います。そして、その中で何もかも同じようにということは無理であるとしても、そういうふうに訴える方たちに対して、どうしたらそれを納得していただけるか、こうこうこういう理由があって実は、私どもとしてもそれはしてあげたいと思いますけれども、なかなかそういうわけにはいかないんですよと、でもそれがだめだったらこういう方法はどうでしょうねみたいに、担当者はやはり、その学童の子供たちのことを真剣に考えていただいて、そして何か方法はないものか、少しでもいい状況になる方法を考えて、この分でどうでしょうか、それはできないということではなくて、できないんだけど、でもここまでならできるという方向で検討していただく。そういう部分がすごく子供たちにとって大事なのではないかと。

利根町のこれからを支えていく子供たちの、どこに付属していようと、どうであろうと、利根町のこれからを支えていく子供という意味では全く同じ子供たちなわけですから、できるだけ同じような状況でいい待遇でしてあげてほしいと、親とすれば当然そういうふうに思います。その親の気持ちを思っているから、指導員の方たちもどうにかしてあげたいと、その気持ちからいろいろなお考えになるんだと思います。

そういうことが町長のところへ直接届いているのかどうか、私はその部分をぜひぜひお伺いしたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

最初に、防災訓練云々という話がありましたが、これは別に児童クラブ、放課後子ども教室問わず、やりたいということであれば実施はできます。放課後子ども教室、児童クラブともにできないかということではありますが、防災訓練はできますけれども、今の現時点では放課後子ども教室と児童クラブを合同でやるということは、今の国の縦割り行政、児童クラブの方が厚生労働省、放課後子ども教室が文部科学省という補助金の絡みで大変難しいところがあると。

平たくわかりやすく言えば、児童クラブの方は原則として1年生から3年生まで、これ

は保育所、幼稚園の延長という考え方でいいと思います。また、放課後子ども教室については、1年生から6年生まで対象で、これは無料。そして児童クラブは5,000円。ただ、児童クラブの方は夏休み等々、冬休み、春休みも8時から6時半まで開催しておりますが、文部科学省の所管であります放課後子ども教室は、夏休み、冬休み、春休み、全部閉室になりましてやっていない。最終的には、そんな中で保護者の方がどちらを選択するかだと思うのであります。

私の耳に、児童クラブに預けている保護者、また放課後子ども教室に預けている保護者の皆様方から、まだそういう話は、合同でできないかという直接話は聞いておりません。

それと、布川小学校の児童クラブの空き教室がどうのこうのということでありましたが、私が言ったのは、よく能登議員聞いていらっしゃったなと思って、個人名とかは言えないのですけれども、元気な子供さん、元気過ぎる子供さんと言った方がいいんですか、おりまして、そんな関係で心配していろいろありましたもので、その件については、身内の方が相談に来ましたので対応したということがありましたので、そのことを私は頭の中で思い出して言ったことでありまして、教室が狭いとか広いとか、そういう問題ではございませんので、ご理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

あと、詳細につきましては、なぜ8月10日の日に全停電になったので休んだ子供たちが多いか、また、ふだんどのくらいの夏休みには登校数があるのか、詳細につきましては、担当課長の方から答弁させたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、8月10日の停電ということでございますが、熱中症対策等の詳細につきましては、事前に文小児童クラブの指導員により、先ほど言いましたように、児童クラブ教室出入り口等に張り紙をして、全校舎停電のため電気が使用できない旨の記載と、ふだんより保護者による児童の迎え時間等を早めていただくこと、また、あわせてふだんより多目に水分補給を促すため、大きめの水筒を持参するよう周知しまして、児童クラブの開級を実施したところでございます。

また、ふだんの夏季休業期間の開級日につきましても、日中の屋外での活動を極力控え、児童クラブ教室での活動を原則としております。

なお、屋外活動を実施する場合は、児童への帽子の着用を義務とすることを、夏季休業の前に児童クラブを通じて保護者へ児童の帽子着用を促す通知を配付し、注意喚起をしているところでございます。

また、熱中症だけではないのですが、緊急時の対応に備えまして、ことし5月の14日に多目的ホールにおきまして、放課後児童クラブ全指導員を対象としました救急救命心肺蘇生方講習会を実施してございます。児童クラブ入級児童の緊急事態に対処して救急車到着までの応急手当方、止血方、人工呼吸、AEDの使用方法等、そういった習得のため実施

したものでございます。

現在、21名の指導員がおりますが、当日は19名の出席でございました。

今後のあり方につきましては、3年間に一度程度、同様の訓練を受講していただきたいと、そして指導員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

また、学校の避難訓練につきましては、学校と連携をして、学校では毎年1月の年明けにやっているということですので、合同でできれば、そういった形で実施していきたいと考えております。

それから、校外学習ですね。図書館、生涯学習センター等へのバスの利用ということですが、児童クラブにつきましては、やはり能登議員おっしゃるとおり、昼間留守家庭となる児童を対象に、授業の終了後に遊びを主とする生活の場を提供するという事業が主な事業でございます。

それで、実質2名の指導員で20名以上の児童を見るということで、なかなか想定外の事故に対応できるのかなということで、文小につきましては、歩いて図書館あるいは公民館等へは何回か行っているようでございますので、特別、生涯学習センターまで行く必要はないのかなということで、それはだめだということで話はしてございます。

それから、放課後子ども教室との連携ということですが、以前は英語教室等を一緒にやっておりましたが、現在のところ習字教室等を一緒に勉強していると。また、遊び等につきましても連携をとりながら一緒に遊んでいるということですが、今後につきましても、放課後子ども教室の勉強、そういったことが一緒にできるように検討していきたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 1番能登百合子さん。

1番（能登百合子君） それでは、町長が問題視していたのは、教室とかそんなことではなくて個人的な心配があったので、その部分でちょっとつぶやいたんだということで、でも以前にもお伺いしましたけれども、布川小学校の学童クラブというのは家庭科室を使っていますので、家庭科室を学童に使うということで、午後の時間割が組めないということでは、ちょっと困る部分もあるんだというお話を以前にもお伺いしました。それは、学校側に対しても影響が出ていることですし、子供たちに対しても、元気過ぎるぐらいのお子さんは特別だとしても、動き回るのが子供ですから、あっちこっち出っ張っていたり、ものがあつたりする中で、ギュウギュウ詰めといったらちょっと聞こえは悪いですけども、でも布川小学校は今、31名ぐらい学童がいるのですよ。状況的には文小の1教室を使う、文間小学校の1教室を使うというよりは条件が悪い中にいるわけですから、その部分でも、当初布川小と太子堂小とが一緒になって空き教室がなくなったというときに、プレハブを建ててもというお話もちろっと出たのですけれども、実際はそれはなかったわけですけども、今、子育て環境、子育てをするなら利根町でというぐらいに子育てに力を入れるということでは、子供の数が将来的に減ってくるから学童も減ってくるのだから、

しのげるところまで今のところでしのげばいいんじゃないかというお考えではなくて、これから働く人たちにふえてもらわなければ困るわけですから、働く人たちが働けるようにお子さんを預かれるように、布川小学校ももう少しいい状況にするにはどうしたらいいかなという方向で、そちらをもとに考えていただかないといけないのではないかと思います。

町長の答弁の中で、合同でできないかと、放課後子ども教室と学童クラブと合同でできないか、それは今のところできませんという答弁がありましたけれども、合同でできないかということをお聞きしたのではなくて、あっちの方が何だかいろいろやっているなという、それは保護者の選択だと言いますけれども、確かにどちらを選ぶかというのは保護者の選択ですけれども、学童の中で1年生から3年生まで学童でいて、それを過ぎたら今度は放課後子ども教室の方に移っていくという、形としてはそういうふうになると思うのです。

その中で、当初、スタートした初めの年に見学に行きました。そのときにいろいろと一緒にやろうということでは声はかけているんだけど、向こうの方がなかなかいらっしゃらないんですよというのが児童クラブの指導員のお話でした。一緒にできること、できないこと、今、習字とか遊びとか、そういうことでは一緒にやっておりますという話ですので、そういう部分をもっと広げていけたらいいなと思いますし、子供たちが自由に行き来できるような、いうなら保育園と幼稚園を一緒にして子ども園みたいなことを考えようかという、今、そういう方向に来ているわけですから、学童と放課後子ども教室の方も、そういう観点に立って、それで先ほど言いましたように、それはできない、あれはできない、これはできない、それは困るという、そういうことではなくて、いかにそういう希望に沿うためにはどうやっていったらそれができるかという方向で、担当者の方にはぜひぜひ考えていただきたい。そして、その考えた部分で、こういうところではこれは町長のお考えにかかっているんで、町長がやってくださいと言わなければできないという部分であっても、それはやはりお声を通しておくのが、町長はそういうことを聞いておく部分も大事な部分だと思うのです。

子育てというのは、これが一つ子育てだということではなくて、今、授かりものであるような大事な子供たちを、どうやって一人前の人間に育つ準備をここの利根町で、将来利根町の財産になる子供たちを育てていくかということを考えれば、マイナスのできないという、できないをもとに考えるのではなくて、できないことをいかにできるようにするかということに考えていただきたい。そのためには、やはり町長の公約でもあります子育て環境県下一、子育てするなら利根町で、その部分を担当の係の方なり、あるいは環境の課長なり、町長のお考えを、隅から隅まで行き届くように十分に言っていただきたいと思うのです。それを十分にさせていただいて、今までできなかったけれども、こういう考えでやったらここまではできたね、ここまでできるんだったら次はこれもできるかなという、そ

ういう形の前向きになっていったらいいなと思います。

子供たちは、自分たちでは何も言えません。子供たちのかわりにそれを考えていくのが大人の責任だと思いますので、利根町の財産のためには、お金がないということはわかっております。お金がないなら頭を使え、いつも町長のおっしゃることです。その中で頭を使った結果、こうやったら実現できるかもねというようなことが、一つや二つは出てくるんじゃないかと思うのです。

私は、ぜひともそういう部分を、町長が組織改革をしました。グループ制になってからまだ年数もそんなにたっていないところで、やはり皆さんのわかりにくいという要望にこたえて、皆さんが都合がいいように、そういうふう組織改革をしますということで組織改革をしました。その中で全部が全部そういうふうになったかどうか、その辺も、係は多くなっただけでも、そうすると窓口は一つになって、ここの問題はここの窓口へ言っていけばいいんですということで、単独の係員が1人担当ということになりますと、その係員の考え次第で変わってくる分というのが出てくると思うのです。

グループ制のように、この人も担当、この人も担当ということだと、AさんとBさんとは考え方が違うということがあったりして、それではいけないねということで、AさんとBさんが話し合っ、ここはいいけれども、これはだめだねという、そういう部分もできたと思うのですけれども、窓口が一つになって担当者が、ここを通さなければ話は全部だめなんですよということになると、その担当者の方がこれは必要ないとお思いになったら、その段階でそれはだめということになりかねませんね。

そういうことも考えると、やはり窓口だけの問題ではなくて、町長が私の考えはこうなんです、町民のために私はこんなに頑張っているんです、ですから町民から何かこういう申し出なり何なりあった場合は、こういう気持ちでやってくださいよということ、折に触れてやっていただかなければならないと思います。町長お一人がどんなに頑張っても、お一人の力というのは限られています。役場全体でそれを実行できるように、ぜひぜひそこらへんのところを町長が、これでもか、これでもかというように。

きのうの答弁の中で、守谷議員の質問だったと思いますけれども、その答弁の中で、やはり個人的に差があります。100の力を持つ人も80の力を持つ人もそれぞれあります。それは当然です。ですから、100の力を持っていらっしゃる方は、それ以上の力を出せるような努力をしていただきたいと思いますし、80の力の方は、その80の中で精いっぱいできることをやっていただきたいと思いますし、50の方には、50の中で何ができるかという部分をやっていただかなければいけないと思います。

そういう意味では、首長である遠山町長が全職員に対して、絶えずそのことを1から100までずっと、私は町民のためを思ってこれだけ頑張っているんですよ。そこで一つそうでないことを言われたり、されたりしては私の考えと違ってくるじゃありませんか。皆さんよろしく願いますよ、という部分をいっぱいやっていただきたいなと思いまし

て、3番目の質問とさせていただきます。回答は結構です。終わります。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 先ほど個人的と言ったのは、私個人の問題ではなくて、児童クラブの中の問題ですので、その点をご理解していただきたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 能登百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時00分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告者、6番中野敬江司君。

〔6番中野敬江司君登壇〕

6番（中野敬江司君） 皆さんこんにちは、ご苦労さまです。

それでは、最後になりましたけれども、7番通告、6番中野敬江司です。これから一般質問をさせていただきます。

まず、町長には、県下一番の子育て環境の良いまちづくりの一層の推進についてということでお伺いをいたします。それから、伊藤教育長には、教育行政全般についてお伺いいたします。丁寧なご答弁を求めます。

町の大きな課題の一つ、子育て応援手当を今年度から創設し実現しました。主な施策は、平成22年4月1日以降に産まれた第1子以降のお子さん1人に対し、第2子50万円を支給する、第3子以降のお子さんには100万円を支給するものです。

また、通学用ヘルメットの無料化、医療費については、小学校3年生（住民税非課税世帯は中学校3年生）まで無料化の実現を遠山町長は図りました。私は、遠山町長の実行力を高く評価しておりますが、なお一層の子育て環境の充実を図り推進することが大切であり、町民の期待にこたえることだと考えております。

そこで、23年度及び中長期の子育て環境の具体的な整備について、町長の施策をお伺いいたします。

続きまして、教育長に教育行政についてお伺いいたします。

現在の学習指導要領は戦後7度目に改訂された学習指導要領で、平成14年から実施されております。生きる力の育成、ゆとりある教育をねらいとし、みずから学びみずから考える力の育成、基礎・基本の確実な定着、特色ある教育、学校づくりを目指し改訂されたと伺っております。

この間、学校完全週5日制が実施され、総合的な学習の時間が創設されました。一方、教科の学習内容が大幅に削減されたことにより、学力の低下が指摘されてもおりますが、

私は下記のことについて教育長にお伺いいたします。

一つ、学習指導要領が改訂され、小学校では23年度、来年ですね、中学校では24年度から新しい学習指導要領が完全実施されると報道されておりますが、理念についてはどのように変わりますか。

二つ目、授業時間数は多くなりますか。どのような教育課程の編成になるのでしょうか。

三つ目としまして、教育内容の主な改善事項をお伺いいたします。

四つ目といたしまして、指導要領が改訂されますと、当然教科書も改訂されると思いますが、検定教科書の選定作業についてもお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（若泉昌寿君） 中野敬江司君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、中野議員のご質問にお答えをいたします。

一つ目の、県下一番の子育て環境の良いまちづくりの一層の推進についてというご質問でございますが、平成23年度及び中長期の子育て環境の整備につきましては、次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ育成されることを目的とした次世代育成支援対策推進法に基づき、10年間の長期的な視点に立った利根町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）でございますが、それを基本として進めていくということでございます。

県下一番の子育て環境の良いまちづくりとして、安心して子供を産み健やかに子育てできる環境づくりを目指し、安全で安心な地域社会を私たちは築いていく必要があると認識をしております。

子供たちが日々の体験や出会いを重ね成長していくには、家庭、学校、地域など、あらゆる場において生活ができるよう、子供の育成を支援できる環境づくりを行わなければならないと考えております。

また、親自身が子育てを通して成長し、子育てによる喜びが感じられるよう支援するとともに、これから親となる子供たちが、仕事、子育てなどに希望が持てるよう支援していくことも求められているところでございます。

平成21年度におきましては、これらの環境づくりを進めるに当たり、この計画についてさらに積極かつ有効な施策事業の推進を図るために、再評価、再検証を行い、国の示す行動計画策定指針に基づき、国の動向、当町をめぐる社会経済情勢、町民ニーズ、そして県や町の総合振興計画との整合性などを踏まえつつ、これを中期的情勢ととらえ、利根町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）については、平成22年度から26年度を目途にして策定をしております。

この計画の重点施策目標に触れてみますと、1、地域で支える子育て支援の充実、2、健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進、3、子供と親の健康づくりの推進、4、子育て

て家庭に配慮した社会・生活環境の整備、5、子育て意識の醸成と情報提供の充実の五つを基本に掲げてございます。

この目標でございますが、保護者が子育てについての第1義務的責任を有するという基本的な認識のもと、働き方の改善による仕事と生活の調和の実現や就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築などを踏まえたものとなっております。

今後は、家庭や地域で人と人がともに支え合い、喜びながら子供を健やかに産み育てることができるまちづくりを目指し、また、福祉につきましては、子育て応援手当制度や保育所、児童クラブ運営の充実など、各種子育て支援施策の展開を図っていきたいと考えております。

続きまして、保健分野につきましては申し上げますと、先ほど触れました計画の中でも施策化しておりますが、主に乳幼児健診や相談事業を中心に事業を展開しております。

地域で支える子育て支援の充実や健やかな成長をはぐくむ環境づくりとしては、育児相談、ワイワイサロンを開設し、母親が孤立しないように、親子が集える交流の場の提供と育児不安の軽減や解消ができるよう相談の場を設けており、子供と親の健康づくり推進施策としましては、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、出産後は新生児訪問や乳児・幼児の健診など各成長の節目にあわせた健診・相談を実施しております。

今後の中長期の方向性としましても、新しい住宅地等への若い世代の入居も多くなっておりますので、育児支援、相談事業などの強化を図り、母親の孤立の解消や子育てしやすい環境づくりに力を入れ、安心・安全な子育てができる環境の確保を目指した施策をふやしていきたいと考えております。

次に、医療福祉につきましては申し上げますと、医療費の助成制度（マル福制度）につきましては、本年4月より、就学児につきましては、段階的に医療費の無料化を行ったところでございます。

今年度、平成22年度にあっては、4月からは小学校1年生から3年生まで、また、7月からは住民税非課税世帯の小学校4年生から中学校3年生までについて実施したところでございます。

ご質問の平成23年度以降の施策についてでございますが、平成23年度にあっては、小学1年生から6年生まで及び住民税非課税世帯の中学1年生から中学3年生までについて、対象年齢を拡大してまいります。

さらに、平成24年度以降につきましては、小学1年生から中学3年生までについて対象年齢を拡大し、子育てしやすい環境づくりを推進していきたいと考えております。

教育行政については、教育長の方に答弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 続きまして、中野議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の学習指導要領につきましては、平成18年12月の教育基本法の改定、また、平成19年6月の学校教育法の改定を踏まえまして、平成20年3月に小・中学校学習指導要領の改訂の告示がございました。

そして、平成21年度、22年度は移行期間として可能なものは先行実施してまいりました。また、移行期間中に教科書の編集・検定・採択を行い、小学校は来年度、23年度から、中学校は再来年度、24年度から新しい学習指導要領の完全実施となっております。

さて、1点目の学習指導要領の理念についてのご質問にお答えしたいと思います。

現行学習指導要領の理念である「生きる力」をはぐくむ、この理念は新しい学習指導要領に引き継がれます。「生きる力」についてですが、基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力でございます。また、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、そして、たくましく生きるための健康や体力等でございます。

そして、今回の改訂の大きなポイントは、教育基本法、学校教育法という法の改正を踏まえた初の改訂であります。また、新しい学習指導要領では、「生きる力」の理念を実現する手立てとして、各教科等の授業時数を増加して、各教科の中で思考力、判断力、表現力を育成していくように改善が図られました。

続きまして、2点目の教育課程の編成についての質問でございますが、小学校では国語、社会、算数、理科、体育の授業時数を6学年合わせて350時間程度増加します。

次に、外国語活動を高学年で1こま新設されます。総合的な学習の時間は、教科の中で充実することを踏まえ週3こまを2こまに縮減されます。全体としては、週当たりの授業時数を低学年（1、2年生）で2こま、中高学年（3、4、5、6学年）で1こま増加します。

なお、中学校では、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数を400時間程度増加します。現行の選択教科の授業時数、総合的な学習の時間の縮減を図ります。これにより週当たりの授業時数は、各学年で1こまの増加となります。

また、授業時数が、今回、可能な限り35の倍数になるということで、大変週時間が固定されるということは、わかりやすいことであると思っております。

続きまして、3点目の教育内容についての主な改善点についてお答えいたします。

主な改善事項は七つあります。

まず、言語活動の充実です。各教科等での児童生徒の活発な言語活動の展開を求めています。これは、話す・聞く・書く・読む活動が、私たちのあらゆる知的活動の基盤をなし、思考を深めるための中心的な役割を果たしているからでございます。

次に、理数教育の充実です。これは、科学技術の土台である理数教育の充実を図るため、内容の系統性、小中学校での学習の円滑な接続を踏まえた指導内容の改善等でございます。

次に、伝統や文化に関する教育の充実です。これは、国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、各教科等において、我が国が郷土の伝統や文化を受けとめ、それを継承・発展させるための教育の充実を図ることでございます。

続いて、4点目になります。道徳教育の充実です。道徳教育は、道徳の時間をかなめとして学校教育全体を通じて行うものであることを明確にいたしました。

次に、小学校段階における外国語活動でございます。積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めるために、小学校高学年に外国語活動が導入されました。その他、体験活動の充実、それから、社会の変化への対応の観点から、教科等を横断して改善すべき事項として、情報教育・環境教育・キャリア教育・食育・安全教育等が改善事項として上げられております。

最後になりますが、4点目の検定教科書選定作業についてお答えいたします。

現在、小中学校の教科書は、義務教育諸学校の無償措置に関する法律及び同施行令に基づきまして、都道府県内を幾つかの地区に分けまして、その地区ごとに協議、共同採択し、さらにその結果を各市町村教育委員会において審議し、決定した教科書を使用しています。茨城県では県内を11の地区に分けておりまして、利根町は取手市・守谷市・利根町で第9採択地区を構成しております。

今回は23年度から使用の小学校通常学級用教科書及び小中学校の特別支援学級用教科書についての協議、採択を行いました。なお、通常学級において使用される教科書は、一度採択されると4年間同一の教科書を使用しますが、特別支援学級で使用される教科書については、毎年採択がえを行います。また、中学校用教科書は来年度採択がえを行います。

次に、教科書選定の流れについてですが、6月に第1回教科書選定協議会を実施しました。これは、関係教育委員会の教育委員長及び教育長、第9採択地区に属する小中学校長、保護者代表及び学識経験を有する者等の出席で、協議会内容の確認や調査部の開催等の会議を実施しました。

次に、広報とねでもお知らせしましたが、6月中旬から各教科書会社より提出されたすべての検定教科書の展示を、藤代庁舎で実施しております。

次に、調査部会の開催を3回以上実施しています。調査部会は小学校教科書9教科、9部会に分かれまして、それぞれに校長・教諭の代表で構成されています。調査部会では、部会ごとに県教育委員会より示された五つの調査項目とそれぞれの観点ごとに、発行会社の検定教科書について調査し、調査研究報告書をまとめます。各教育長はその間、調査部会の会議に出席して指導・助言に当たっております。

次に、第2回の選定協議会を実施しました。協議会は、教育課程全般及び地域の実情等を考慮するとともに、県教育委員会が示した「採択のための一般指針」等に基づき、調査

委員からの報告により慎重に協議し、十分な了解に達した上で教科書を選定しました。この後、それぞれ守谷市・取手市・利根町の各教育委員会において再度慎重に審議をして、第9採択地区としての教科書を決定し、県教育委員会に報告したところでございます。

議長（若泉昌寿君） 6番中野敬江司君。

6番（中野敬江司君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、子育て支援のときの町長の答弁でございますけれども、内容は、具体的にとは言ったつもりですけれども、中身については具体的なものはなかったのではないかという感じを持ちました。机上のプランですね、こういったものを町長が壇上で述べた程度のもので理解いたします。

そこで、もっと町長が進めていこうという、とにかく茨城県下の子育て環境をつくっていくにはどうするのかということ、その一つに、きのう高木議員がここで質問いたしました予防接種ですね、これは一つの大事なキーポイントではないかなと私も考えているところでございます。この定期予防接種は、これは予防接種法に基づく法律でもって運用されているわけですね。その権限は市区町村が行うと、町長が行うということに法律ではなっているわけです。

その中で定期の予防接種というのは、まず一つには、これは乳幼児のところだけ申し上げますけれども、BCGですね、これは生後3カ月から6カ月未満の乳幼児に接種するものでございます。それから、ポリオですね、小児麻痺、これは生後3カ月から90カ月未満の者に対して接種すると。それから、三種混合ですね、三種混合は百日ぜき、ジフテリア、破傷風ですね。これは4回ほどやるようになっているようですけれども、これも生後3カ月から90カ月未満の者ということのようです。それから、風疹、麻疹の混合ワクチンの投与ですね。これも4回にわたって生後12カ月から24カ月未満と、4期では高校3年生相当の者ということになっているようです。それから、日本脳炎ですね。これが定期の予防接種でございます。

それから、任意でやらなければいけないものですね。これは保護者の申し出によって実施していくということですね。ですから義務的なものではないようです。その中で、まず一つ目は、きのう町長も高木議員の中で質問に答えておりましたけれども、おたふく風邪、水ぼうそう、それから、小児用肺炎球菌、それから、細菌性髄膜炎予防ワクチン、これはヒブワクチンですね。それと、今非常に話題になっております子宮頸がんワクチン、これを10歳以上の女子に投与するということですね。

これは乳幼児の感染予防と子育て支援なのですね。これを無料化できるかどうか。きのうの高木議員への答弁の中では、4,000万円から4,500万円ほど財源が必要になってくると、そうすると財源的に厳しいという答弁でした。それで、50%負担、5割負担であれば大体2,000万円、そのうち志望者が50%ぐらいであれば1,000万円ぐらいの財政的負担になるのかなということで、非常に前向きな答弁をしています。

そこで、町長が本年度実施いたしました小学校3年生までの医療費の無料化、これにかかる財源というのはどのくらいあるのですか。財源、費用ですね。

それと、来年度、我々議員は定数を改正しております。14名から12名に2名減になっております。この財源の減は、いわゆるいろいろな保険料も含めると大体1人年400万円以上、800万円以上は浮きますね。そういった面で、財源がある程度は出てくるのですね。その財源を使ってどの辺まで無料化できるか、これをお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つ、先ほど能登議員が質問しておりました児童クラブと放課後クラブの件について再度ご質問させていただきます。

児童クラブ、これは小学校1年生から3年生までが対象ですね。それで、この利用条件、目的はどういう形でもって設定されているのですか。それと同じように、放課後クラブもそうです。利用条件、目的、これは答弁がなかったですね。この辺は大切だと思いますね。

それで、児童クラブの方は月5,000円の保護者負担が発生しております。それから、放課後教室は先ほどの答弁のとおり無料化になっております。これは同じ子供たちが放課後利用すると、一方では5,000円、一方では無料、これは非常に差別であると思いますね。やるのであれば同じような条件にすべきじゃないかと思いますね。この辺を答弁してください。

それから、さっき師岡課長がAEDの問題でちょっと答弁されておりましたけれども、このAED、児童クラブをやっている教室にAEDは設置されているんですか。僕はないと思いますね。それで、放課後クラブの場合は大体先生がいらっしゃいます。多分AEDがあるのは教員室だと思いますね。それで、児童クラブが使っている文小の場合は、北側の校舎を使っているんです。これは耐震工事が済んでおりませんね。そういった悪条件の中での児童クラブが行われているんです。

そこで、夏休みだとか、そういった学校に先生がいない時間帯で開かれております。AEDはありますか。そんな発言をするんだとしたら、そこにAEDをつけるべきだと思うのですが、答弁をください。

それから、さっき師岡課長が、文小の児童クラブについては、近くに図書館があります、公民館もあります、そこを利用してくださいとおっしゃいましたね。それで、生涯学習センターの方は許可しませんと、何で許可しないのですか。

それは、そこに携わっている指導員の方が、生涯学習センターに子供たちを連れて行って、そこで何か学ぶものがあるだろうという想定が私にはできるんですね。そういったものを行政は積んでいるんです。

それで、一方では、きのう守谷議員がここで一番に質問しましたね。職員の意識改革。意識改革ができていないからそういう答弁になってしまうのです。町長も含めて、職員の意識改革をしていただきたいのです。ここに座っている課長方、それから、職員の方、そうしていかないと、利根町で幾らいい子育て環境日本一をつくらうと、茨城県下一のもの

をつくらうと言ったってできないのです。意識は変わっていないのだから、私はそう思いますね。

それともう一つ、担当者の課長の皆さんが、自分のやっているところのセクション、補助を出しているとか、そういったところですね。例えば児童クラブ、放課後クラブ、生涯学習課長、行ってみたことはありますか。現場へ行って、師岡課長、現場をちゃんと把握していますか、各学校の。

僕はしていないと思うのですね。ちゃんと見て、問題のあるところは解決していくのが行政なんです。我々に言われる前にやらなければいけないのですよ。そういうふうに意識改革をしなければ一つもよくなりません。若い人など来ないです。そう思いませんか、私はそう思いますね。ですから、そういう点でご答弁ください。

あと、教育長に再度ちょっと伺いたしますけれども、来年度から、先ほどおっしゃいましたように、新しい学習指導要領がスタートいたしますね。そこで、各学校の先生方や子供たちに教育委員会はどのようなことをお望みになっているのでしょうか。それで、町の教育の向上に、教育委員会としてどのようなサポートをなさるのでしょうか。新しい学習指導要領に基づいて、町の教育委員会で、ことですよ、どのようなサポートをしていくのでしょうか、その考え方を伺いたします。

それともう一つ、小学校には今度新しい外国語、週1こま、45分間の授業が週1回ずつ入ってきますね。そうすると、小学校の先生方というのは、多分僕の想定では英語の免許ですね、資格を持っている人が少ないんじゃないかと思うのですね。その点、資格を持っていない先生が英語を教えるわけですから、その辺、どういう形で対応しているのでしょうか。

この前、小中の一貫、連携の教育ですか、その中で対応するのであれば、中学校の先生は教員免許証は持っています。持っていますから、あいている時間帯に、毎週は無理だとしても、週1時間3こまですから、3時間とるのは難しいと思いますけれども、そのうち何時間かとれば、中学校の専門の教員免許を持っている先生方が小学校に行って指導すると。そして、小学校の全体の中でもってまた見ていただいて、それを今後の中学校の教育課程の中に生かしていくという方法がとれると思うのです。ですから、その辺の対応をどうするのか、教育長にご答弁をいただきたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

23年度以降の子育て環境の整備について、具体的にということですので、まず、22年度、今度、新型インフルエンザと季節性インフルエンザの予防接種ワクチンが一緒になりましたので、一つで済むようになりましたので、これは今年度から、今まで高齢者には補助金を出していましたが、1歳から15歳まで、今年度のインフルエンザの接種

に対しては、まだ金額は決まっておりませんが、補助金を出すという方向で今進めております。

また、ワクチンの接種は、きのう高木議員のご質問にもお答えしましたとおり、全体でやると全額負担すると5,000万円くらいかかるということで、ヒブワクチンに関しては65歳以上の方にも対象にするということで、それまで入れると大体全額負担だと5,000万円くらいかかる。その2分の1補助で2,500万円、その接種率が50%にして1,250万円くらいかかるであろうと、全部補助金を出した場合ですね、それで全体の23年度の予算枠がこれから折衝をするわけですが、そんな中でどこまでできるかということを見きわめまして、なるべく重点的に補助金対象をふやしたい、そのように思っております。

また、来年度からブックスタートを始めたいと思っております。誕生日、産まれた方と小学校に入学するときに、よい本を選んで子供たちに配布して、それによって読書をする習慣を保護者の皆さんも含めて、子供ももちろんですが、習慣を身につけていただけたらと思っております。

大人と保護者の皆さん、家族の皆さんと子供と一緒に本を読むことにより、また、そんな中で交流を図り、今まで以上の親近感を持っていただけたらと思っておりますし、このブックスタートにつきましては、予算的にもそんなにかからないということでございますので、予算的にかからない割には、定着すれば大変な効果が上がるというように思っておりますので、来年度、それをスタートさせたいと思っております。

また、空き家の賃貸事業、これも来年度、23年度4月1日から間に合えばスタートさせたい。これはきのうも答弁しましたとおり、空き家が大変利根町もふえてきているということで、空き家を持っている方に町の方に無償で提供していただいて、そのかわりに固定資産税を無料にする、免除するというので、それを町外の新婚さん、そして子供のいる方に格安でお貸しをするということで、この間、町内の不動産屋の社長と、迷惑をかけるけれども申しわけないということをお話していたら、そんなこと気にしないでやってくださいというご意見もいただきましたし、大変ありがたいなと思っております。

空き家の賃貸事業についての細部につきましては、今、小学生がいる家庭には基本料金から幾ら引くとか、中学生の場合は幾ら引くとか、なるべく町外から来て借りていただく方に負担にならないような料金設定をしていきたいと考えております。

また、学童クラブ、放課後子ども教室については、先ほども能登議員の方から内容について特に質問があったようですが、特に町の方から内容については、こういうことをやってはいけないとか、こういうことをやいなさいとか、そういう基本的なことは言っていますが、細かい内容については言っておりませんので、子供たちが児童クラブ、放課後子ども教室でやりたいことがあれば、そんな中で自由にやっていただければと、そのように考えておりますし、今後も児童クラブ、放課後子ども教室、保護者の皆さんに有効に活用していただければいいなと、そのように念願をしているところでございます。

また、医療費の問題ですが、小学校1年から3年まで、非課税世帯については中学校3年までということが始まったわけですが、これ途中ですので、まだ集計はことしは出ていません。1年間を通して、その時点で医療費が、当初予算は組んでありますから概算は出ていますけれども、最終的なかかった金額というのは年度末にならないと、会計閉鎖した後でないと出ませんので、それはご了承をいただきたいと思っております。

また、子ども教室と児童クラブの目的等は、今、課長の方から答弁させたいと思います。

また、AEDの件に関しても、そこに置いていないで支障があるかどうか等々、福祉課長が現場を見ておりますので、答弁をさせたいと思います。

また、学童クラブと放課後子ども教室が値段設定が違う、また、内容が違う、差別ではないかということではありますが、これは保護者の皆さんに、どちらをするということによって自由に選択をしていただいているということでもありますので、それは差別には当たらない、保護者の皆さんが放課後子ども教室に入りたいということであれば無料で入れる。片方の児童クラブは月5,000円とられますが、それは保護者の皆さんに自由選択肢をしていただいているということでもありますので、別にこの子供はこっちだ、この子供はこっちだと決めつけているわけではございませんので、差別には当たらないと私は認識をしております。

また、職員の意識向上ということで、縦割り行政も含めて、庁議を月に1回やっているのでありますが、そこでは、私も各課関係なく重要なことに関しましては、要するに課長たちが情報を共有していただくということで、また課長の皆さんも重要なことに関してはその場で意見を述べて、情報を共有して、それで縦割り行政をなくす、また住民のために行財政運営をしていくという意識を持ってくれということは、庁議の中で言っておりますので、今後もそういう姿勢で進めていきたいと思っております。

また、若い人が今のような意識では集まってきていただけないということでもありますけれども、そういう若い人、また子供のいる家庭の方が利根町内に集まっていただけるよう、行政も課長を含めて私も一生懸命頑張るということですので、議員の皆さんも行政、行政と、行政にばかり、言葉は悪いですが、おんぶに抱っこということではなくて、議員の皆さんもどうかご協力のほどをよろしくお願い申し上げまして、私からの答弁いたします。

また、詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

議長（若泉昌寿君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

初めに、児童クラブの目的ということでございますが、放課後児童クラブにつきましては、おおむね10歳未満、小学校1年生から3年生の児童のうち、保護者が自宅外で就労し、昼間留守家庭となる児童を対象に、授業の終了後に遊びを主とする生活の場を提供すると、そして健全な育成を図る事業でございます。

放課後子ども教室との違いということでございますが、時間及び開級日が違ってございます。

放課後児童クラブにつきましては、授業終了後から午後の6時半、それと長期休み等の場合には朝8時から夕方6時半までということで開級してございます。

それと、無料等でございますが、月5,000円ということで、8月の長期休みの場合は7,000円ということで現在徴収しているところでございますが、兄弟で登録している場合は1人半額になります。また、生活保護者の児童あるいは町民税が非課税の母子家庭等におきましては、クラブ費は無料となっております。

それから、AEDの件でございますが、この5月に研修を行いまして、その後、学校と連携をいたしまして、職員室にあるということで、大体平日におきましては先生が大体6時過ぎまでいるということで、学校の方のAEDを使わせていただくということで、学校と連携をとってございます。

それと、意識改革ということで、生涯学習センターがだめだということでございますが、あくまでも児童クラブの趣旨を踏まえまして、安全・安心に児童のけががないようにということでできるだけ、児童クラブの趣旨に沿った事業であればいいのですが、先ほども言いましたように、生活の場の提供ということでございますので、指導員につきましても特別な資格を持つ方ではございません。それと、2人で20名以上の方を見るということで、なかなか大変な事業でございますので、特にバス等で行った場合に交通事故等が懸念されるということで、できれば近くの、文小においては図書館あるいは公民館等を利用させていただきたいということでございます。

毎年指導員につきましては研修の方を、県の方で実施しております研修会等に参加させておりますので、今後も指導員の資質の向上に努めていきたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 保険年金課長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、中野議員のご質問の財源についてお答えしたいと思います。

今、町長がお答えしましたとおり、ことしからの事業ということで、私どもの方で持っているこれから答弁します数字的なものは、あくまでも現段階での見込みということでご了解いただきたいと思います。

先ほど町長が答弁しましたように、平成20年度分ですね、これにつきましては予算書を見ていただければわかるのですが、いわゆる医療福祉費に係る総事業費が大体9,200万円程度で、そのうち特定財源ですね、これは国庫補助金、国県支出金、いわゆる県補助金ですが、マル福の県補助金とその他、いわゆる高額療養費の返納金とか、あるいは第三者行為の返納金を合わせますと約3,800万円程度見込んでございます。いわゆる一般財源としまして5,200万円程度を見込んでございます。

もっとわかりやすく言いますと、節の2 扶助費です、いわゆる義務的経費といわれているものですが、これで8,700万円程度を見てございます。

23年度、いわゆる小学校1年生から6年生までと非課税世帯の中学1年から中学3年生までの世帯、これが約450人程度受診率で見ているのですけれども、これが9,740万円程度、歳入は同じです。ほとんど変わらないと見ています。そうしますと、一般財源は約5,800万円ということで、扶助費の見込みが9,600万円、22年度と比較しますと930万円程度を見てございます。

24年度からですが、いわゆる小学校1年から中学3年生までの対象者ですが、550名程度、これが総事業費が1億100万円、それで一般財源が6,200万円、うち扶助費が約1億円ということで、23年度と24年度の扶助費の差は350万円程度ということで見てございます。

あくまでも見込みということで、今年度の決算を見ていただいてもわかるとおり、八つのマル福事業があるわけですが、その中で年々年によって、実績を踏まえて予算は組んでいるわけですが、例えば母子家庭であるとか、あるいは父子家庭等々におきましては、見込んだ金額でかなりずれも生じてきますので、今申し上げました金額につきましては、全体事業の中の見込みということで、6月の条例改正のときにもお話ししたけれども、来月10月から県のマル福制度がスタートします。その中で所得制限が発生しますので、歳出総額のいわゆる扶助費そのものは、今の数字でさほど変わらないとしましても、歳入の方のマル福の方の医療費に係る県補助の方で見込み分が出てきますので、その辺で一般財源との絡みがどうなるかというところだと思います。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 中野議員の質問にお答えいたします。

二つあったかと思いますが、一つは小学校の外国語活動についてのご質問であったかと思えます。

先ほどお答えしましたとおり、小学校高学年より外国語活動が入りました。指導に当たる教員についてですが、利根町では英語を専門とする教員が、実は文小学校、文間小学校に各1名、布川小学校に4名、利根中学校に3名おります。これは、中学校の英語の授業ができるという職員でございます。

そういうことで、通常の授業においては、中学校から小学校への授業の交換というのは難しいのかなと思っております。しかし、利根町においては、現在、小中連携学力向上推進委員会をつくりまして、小中学校連携の具体的な手立てを話し合っています。小中学校への円滑な接続ということで、こういった交換授業等も含めて考えていきたいと思っております。

ところで、小学校外国語活動は、利根町では1年から6年までの全学年、全学級で行っております。

外国語活動のねらいなのですが、中学校の英語教育とは少し異なります。外国語、特に英語を行っています。英語を用いてコミュニケーションに対する積極的な態度、それから、英語文化を体験させることを目標としています。つまり、中学校では読み、書き、話す等の指導でございますが、小学校では書く、話すことでのコミュニケーションを大切にしたい授業を行っています。語彙とか文法の学習はしておりません。そして、それぞれの各学校にいます英語を専門とする教諭が中心となりまして、教育委員会指導室等で連絡調整を図りまして、年間の指導計画を作成しております。

また、小学校3校に1人のALTを配置して、ネイティブスピーカーから本物の英語を聞いたり、コミュニケーションをとったり、その活用充実に努めているところでございます。

指導資料としても、文部科学省発行の英語のこういったものも活用しています。

また、総合的な学習の時間及び特別活動の時間というのがございます。小学校1年生から4年生まで英語活動を行っています。授業を参観しますと、英語を専門としない教諭でもALTのチーム・ティーチングによって楽しく意欲的な英語活動に取り組みまして、英語に対する苦手意識は余り感じられません。

また、日本と外国との生活習慣、行事などの違いを知りまして、多様なものの見方、考え方の違いに気づきまして、異文化の理解といえますか、異文化の理解につながっております。まさに国際理解教育と言えることができると思います。

実際に修学旅行等の中で、外国人に英語で質問したりする活動もあります。楽しく会話ができたとという報告も受けております。これからも英語活動に対する教職員の研修を深めていきたいと考えております。

次に、教育委員会等のサポート等の件についてのご質問だったかと思っております。

今回の学習指導要領の改訂を通しまして、今までの本当に教育活動を見詰め直して、新しい取り組みをスタートする大変いい機会だと思っております。特に生きる力をはぐくむという理念を、ぜひすべての教育関係者が共有して、学習指導要領を具体的に実践していくことが大切だと考えております。

先日、利根町教育委員会教育研究会の夏季一斉研修会が開催されました。この折には、利根町議員の方々、それから教育委員の皆様のご臨席のもと、実践研究の中間発表を行っています。その中でも、この生きる力の理念はしっかりとらえられておりました。

それから、子供たちにはいろいろなことを積極的に取り組んでもらいたいと思っております。今回、授業時数がふえましたが、指導内容をふやすことを主な目的とするものではありません。授業時数がふえた教科については、その時数に比例して教える知識の量をふやすということではなく、ふえた授業時数の一部を知識、理解時の定着のために繰り返して、繰り返してスパイラルで基礎、基本的なことをしっかり身につけさせることに使ってみることが必要かと思っております。また、体験活動や言語活動を盛り込みながら、考える、

表現するという活動の時間を多くとります。つまり、ふえた時間については、基礎、基本の習得と思考力、判断力、表現力の育成をバランスよく行うために活用してまいりたいと思います。

このような活動を積極的に取り入れていくことが大切だと思います。ですから、教育委員会としても、教職員が子供たちの活動をサポートできるような、そういった研修を数多く深めていきたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 中野敬江司君の質問が終わりました。

これにて通告による一般質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす9月8日から9月14日までの7日間は、議案調査並びに決算審査特別委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、あす9月8日から9月14日までの7日間は、議案調査並びに決算審査特別委員会審査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回9月15日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後零時02分散会